

不登校児童生徒対策について

【学校教育課】

1 不登校児童生徒の現状

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）」で、年間30日以上欠席した児童生徒をいう。

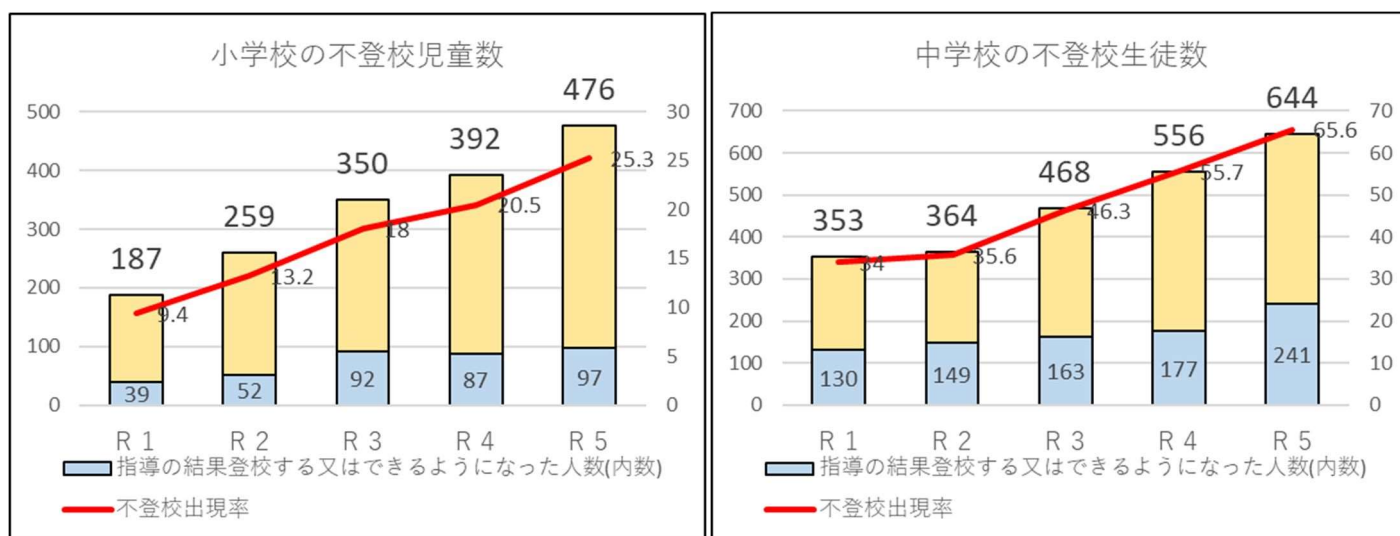
「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）における富山市の1000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校が25.3人、中学校が65.6人で、記録がある平成19年度以降、最高の数となっている。

2 不登校児童生徒数の推移

【単位：人】

年度	小学校			中学校		
	不登校児童数	出現率	指導の結果登校するようになった児童数(内数)	不登校生徒数	出現率	指導の結果登校するようになった生徒数(内数)
R 1	187	9.4	39	353	34.0	130
R 2	259	13.2	52	364	35.6	149
R 3	350	18.0	92	468	46.3	163
R 4	392	20.5	87	556	55.7	177
R 5	476	25.3	97	644	65.6	241

※出現率は1,000人当たりの不登校児童生徒数



※指導の結果登校する又はできるようになった例

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センターでの支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味をもてるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

3 不登校対策に関する事業一覧（令和6年度）

	事業名	配置学校数等	予算（千円）	備考
①	校内サポートルーム 設置事業	小学校 8校 中学校 9校	17,887	
②	スクールカウンセラー 配置事業	小学校10校	3,783	県費負担のスクール カウンセラーを 全校に配置
③	スクールソーシャルワーカー 配置事業	小学校33校 中学校25校	16,080	
④	適応指導教室運営事業	MAP 豊田 MAP 婦中	2,393	
⑤	不登校児童生徒支援事業	子どもの村 科学博物館 等	220	
⑥	不登校相談会事業	ToyamaSakura ビル	—	

① 校内サポートルーム設置事業

不登校傾向や教室へ入ることができない児童生徒が、安心して登校し、自分に合ったペースで学習、生活できる環境を整備するために、令和6年度より事業を開始した。

② スクールカウンセラー配置事業

臨床心理士等の資格をもつスクールカウンセラーを配置するとともに、要請に応じた支援も行うことで、個別の問題を抱える指導や保護者、または指導に悩む教員に対して専門的なカウンセリングや助言を行うことを通して、いじめや不登校、問題行動等の対応を行っている。

県費で全校にスクールカウンセラーが配置されているが、配置時間を増やして対応すべき学校を精査し、市費でスクールカウンセラーを配置している。

③ スクールソーシャルワーカー配置事業

社会福祉士等、福祉に関する専門的な知識や資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、教職員等と連携を取って問題を抱える児童生徒及び家庭へ働きかけ、福祉機関等とのネットワークを活用して児童生徒等に支援を行い、問題の改善を図っている。

④ 適応指導教室運営事業

社会的自立へ向けた支援の一つとして、不登校児童生徒や「学校に行きづらい」と感じている児童生徒に対して、一人一人の気持ちを大切にしながら、学習やスポーツ、遊び、その他体験的な活動を行っている。

⑤ 不登校児童生徒支援事業

不登校児童生徒や「学校に行きづらい」と感じている児童生徒に参加を募り、子どもの村や科学博物館、ファミリーパーク等の市内社会教育施設において、様々な体験活動を行っている。



⑥ 不登校相談会事業

少人数でのグループワーク、個別での面談、民間フリースクール等からの情報提供を通して、保護者と関係機関との連携や保護者同士のつながりを促進する場を提供している。

校内サポートルーム設置事業について

【学校教育課】

1 事業概要

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)における富山市の1000人当たりの不登校数は、小学校が25.3人、中学校が65.6人と増加している状況である。(令和4年度同調査小学校20.5人、中学校55.7人)

このような状況において、令和6年度より小学校8校、中学校9校に「校内サポートルーム」を設置したところ、昨年度まで不登校だった児童生徒が、校内サポートルームに通うことができるようになったなどの効果があがっている。



2 事業状況

令和6年度に設置した17校には、施設設備を購入し指導員を配置した。その内中学校6校にはカウンセリング指導員も配置している。

3 利用状況

【単位：人】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
小学校	38	55	58	55	40(0)	55(0)	55(0)
中学校	36	48	57	45	28(0)	43(0)	68(0)
合計	74	103	115	100	68(0)	98(0)	123(0)

※()内は、他校の利用児童生徒数を内数で示したもの

4 利用児童生徒の様子

- ・自分で一日の学習の計画を決めることで、今までより意欲的に様々な活動や学習に取り組むようになった。
- ・校内サポートルームを利用する児童生徒同士や指導員との交流を通して、社会性を身につけるきっかけとなった。
- ・休み時間にクラスの友達が校内サポートルームに遊びに来てくれたことがきっかけとなり、教室で授業を受けることができた。
- ・一時的に校内サポートルームにおいて心のエネルギーをたくわえることで、これまでは早退していた児童生徒が再び学級に戻り、授業を受けるようになった。
- ・昨年度まで不登校だった生徒が、2学期から校内サポートルームに通うことができようになり、保護者も大変喜んでいた。



5 改善傾向の内訳（一人につき最もよい改善と思われるものを一項目選択）

校内サポートルームを利用することもなくなり、ほとんどの時間を教室で過ごすようになった。	8人
ほぼ毎日校内サポートルームや教室等に出席するようになった。	25人
出席が以前に比べて増加した。	21人
教室で過ごす時間が増加した。	11人
ほとんど出席しない状況だったものが、時々校内サポートルームや教室等に出席するようになった。	14人
遅刻が以前に比べて減少した。	3人
早退が以前に比べて減少した。	1人
合 計	83人

メタバースの教育への活用について

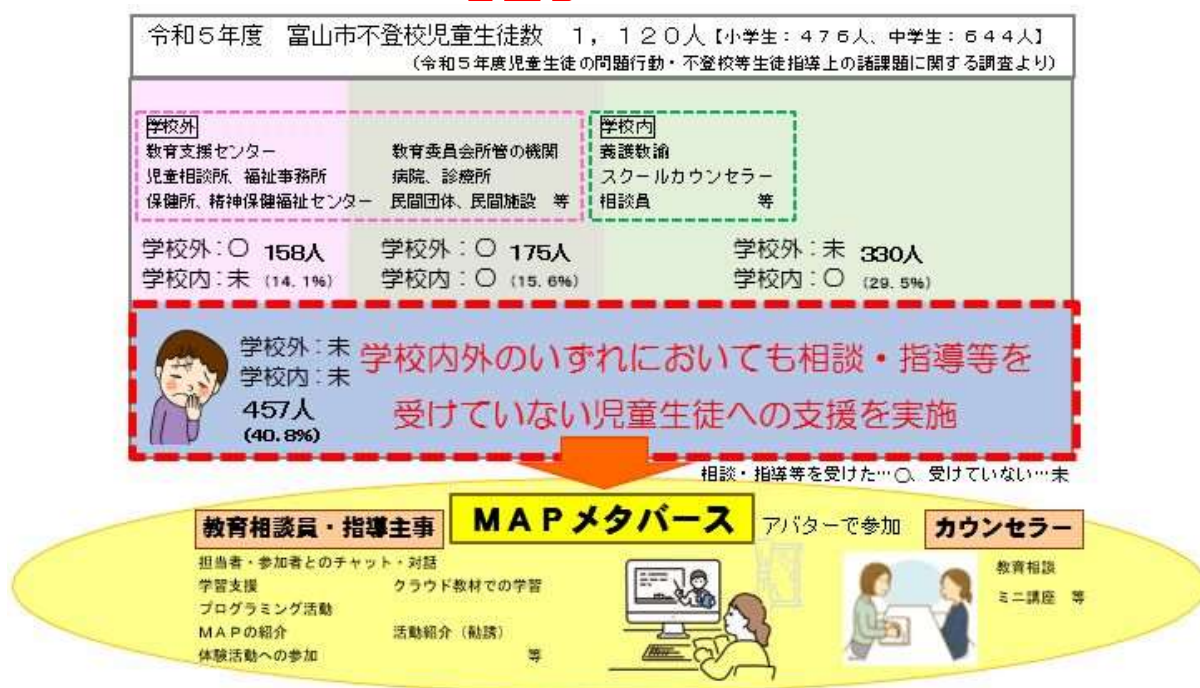
[教育センター]

1 事業概要と目的

令和5年度、本市において不登校児童生徒として報告があった人数は、1,120人であり、そのうち457人が、学校内外のいずれにおいても相談・指導等を受けていない状況にある。そこで、メタバースの導入による支援を実施することで、社会的なつながりや交流を促すことをはじめとした、以下の効果が期待される。

- ・インターネットを介して参加者が自宅にしながら活動に参加できる。
- ・遠隔地からの参加者でも、地理的な制約を受けずに学びの場にアクセスできる。
- ・参加者がアバター（分身）を通じて他者と容易にコミュニケーションがとれる。
- ・メタバースでのかかわりを通して対人関係スキルが磨かれ、社会性が身につく。
- ・メタバースで臨床心理士や相談員によるサポートを受けることができる。
- ・多様なコンテンツが用意されているため、学びの選択肢が広がる。
- ・参加者のニーズに応じた学びの場が提供され、社会的自立につながる。

支援が必要な児童生徒は、に示される児童生徒を想定している。



2 導入自治体の実績（令和5年度の登録者数）

- ・A自治体 72名：相談や対話、学習動画・職業動画視聴、体験活動参加
- ・B自治体 139名：クラウド教材での学習、電子書籍閲覧、体験活動参加

3 メタバース支援を行う際、大切にしたいこと

コンセプトは3つのC～「Choice」「Connect」「Cheer」

- ・児童生徒が自分でやりたい活動を選択・決定でき、自分の希望する時間に参加することができる。活動も時間も「Choiceできる（自分で選べる）」
- ・教育指導員及び他の参加者との直接対話及びチャット、不登校児童生徒支援「体験活動」への参加等「Connect（誰かとのつながり）」を大事にした交流を通して、社会的自立を目指す。

- ・教育委員会や学校だけでなく、フリースクールなどの民間不登校支援団体等からの「Cheer（みんなで応援する）」により、幅広い支援が受けられる。

4 メタバース支援の内容等の想定

(1)活動内容

- ・メタバースに入り、散歩
- ・教育相談員、オンライン支援員及び他の参加者との直接対話及びチャット
- ・学習コンテンツを使用した学習等の支援
- ・Web教材を使用したプログラミング学習
- ・臨床心理士との相談、ミニ講座
- ・教育指導員や通級生とのゲーム等を通じた交流
- ・「体験活動」への参加勧誘
- ・フリースクールとの合同行事

(2)MAPメタバースフロアのイメージ



【集会場】



【相談室】

(3)実施期間・開室時間

適応指導教室の開室日に準ずる（土日祝日・夏季休業中の学校閉庁日・年末年始を除く）

午前の部：10時～12時、午後の部：13時～15時

(4)支援に必要なとなる人員

指導主事1名：メタバースの改善・教材開発、関係各課との連絡・調整、国・他自治体からの情報収集、予算の要求及び執行、メタバースにおける児童生徒への対応

教育相談員1名：メタバースへ入室した児童生徒への対応、教材開発

5 期待される効果と懸念される課題

(1)期待される効果

適応指導教室同様、不登校児童生徒が社会とのつながりをもち、社会的な自立を促進することが挙げられる。また、不登校児童生徒が様々な相談機関等とつながるきっかけとなり、保護者に対する支援にもなると考えられる。

(2)懸念される課題

メタバースは、システムの構築以上に、運用の質をいかに確保するかが重要であり、運用にかかわる人的資源の確保が必要となる。

学びの多様化学校設置検討事業について

[教育総務課]

1 概要

不登校の児童生徒に対する新たな支援策の一つとして、児童生徒一人一人の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を行う「学びの多様化学校」の設置に向けた取組を実施するもの。

2 学びの多様化学校について

(1) 本市の不登校対策の現状

- 現在、不登校の児童生徒が学ぶ場として、学校内に「相談室」や「校内サポートルーム（市内17校）」があるが、これらは主に在籍校に通うことができる児童生徒が利用している。
- 不登校が長期化する児童生徒への支援策の一つとして、在籍校に通うことができない児童生徒のための「MAP 適応指導教室（市内2か所）」があるが、学習面をしっかりとサポートすることのできる新たな選択肢（新たな学びの場）が求められている。

【不登校支援施設一覧】

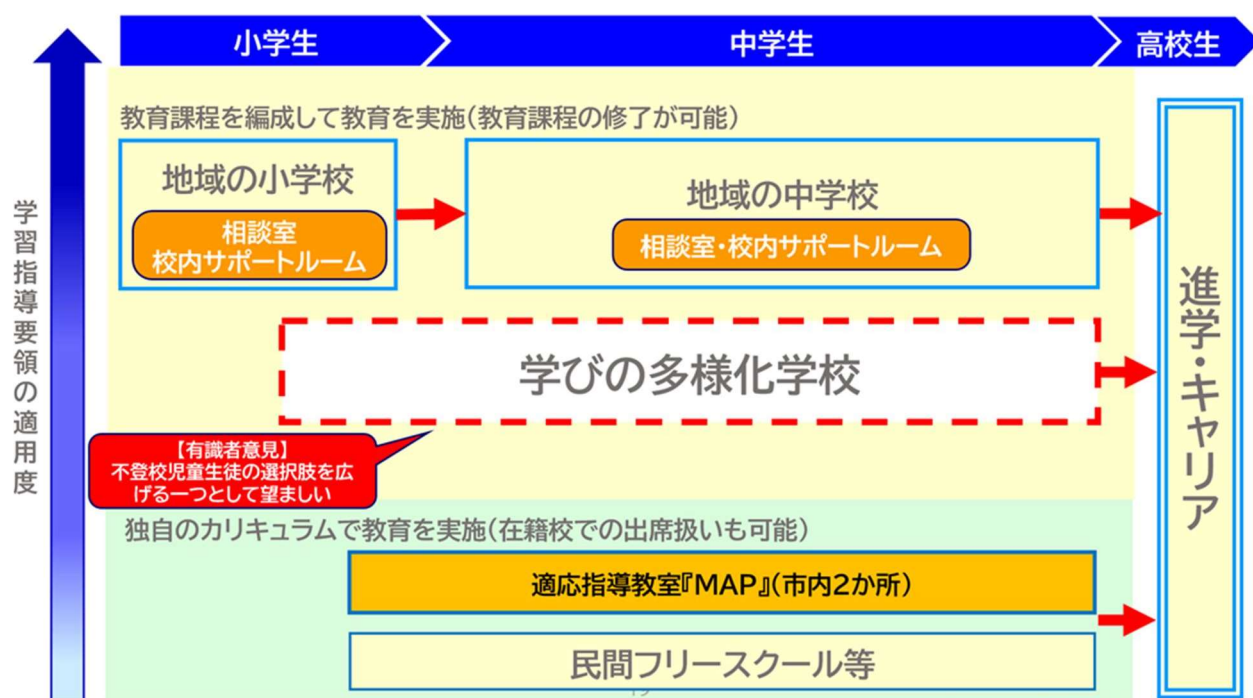
支援施設	学びの多様化学校 (新たな学びの場)	各校の相談室	校内サポートルーム	適応指導教室 『MAP』	民間 フリースクール等
対象 児童生徒	在籍校へ通えないが <u>新たな学校でリスタートしたい</u>	教室に入りづらいが在籍校には通学可	主に教室に入りづらいが在籍校には通学可	学校、教室に入りづらいが別の居場所がほしい	学校、教室に入りづらいが別の居場所がほしい
設置場所	—	市内全小中学校に設置	小学校8校・中学校9校に設置	市内2か所	市内5か所
目的	不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して <u>教育を実施する学校</u>	SSW や SC 等と <u>相談する場</u> 校内の一時的な居場所	校内の一時的な居場所 <u>心のエネルギーを蓄えるための居場所</u>	学習支援と集団生活への適応力を高め <u>社会的に自立する力を高める居場所</u>	<u>学校の代わり</u> として過ごす居場所
教育課程	○ <u>特別の教育課程を編成して実施</u>	△ 進捗や状況に応じ個別に実施	△ 進捗や状況に応じ個別に実施	△ 進捗や状況に応じ個別に実施	× 独自のカリキュラムで実施
学校への出席	○	○	○	× (在籍校での出席扱い可)	× (在籍校での出席扱い可)

(2) 学びの多様化学校の位置付け

学びの多様化学校は、学習指導要領に基づく授業を行いつつ、通常の学校よりも自由度の高い教育課程の編成を行うことで、様々な理由により不登校となった児童生徒が、その先の進学や社会的自立を目指すことを目的として、自分自身のペースで学びながら教育課程を修了（卒業）することができる。

このことから、学びの多様化学校を設置することで、本市の不登校支援の一層の充実が図られる。

【不登校支援の位置付け】



3 本年度の事業内容

(1) 学校形態、適正な規模、立地等についての検討

学校型や分教室型といった施設形態、クラス数や教職員等の適正な規模、既存の公共施設や統合により廃止となった小学校などの活用可能な候補地等について検討

(2) 設置方針等に沿った候補地の選定

(1) の検討結果や、学びの多様化学校に通う児童生徒の通学時間や手段等も踏まえながら、既存の公共施設内への設置や廃校の活用等を想定した候補地の選定

(3) 設置に向けた対応業務

学びの多様化学校の設置に必要な国等への申請手続きに向けて、申請書及び実施計画書等の策定準備や地元や関係者に向けた調整対応

4 開校に向けたスケジュール

年度	項目
令和5年度	・ 学びの多様化学校設置可能性調査等の実施 ①児童生徒・保護者のニーズ調査、②官民を含めた不登校支援の実施状況、③先進自治体の視察、④有識者等との意見交換
令和6年度	・ 学びの多様化学校設置に向けた具体的な調査等の実施 ①実施形態（学校型／分教室型）、②クラス数や教職員等の適正な規模、③立地等（候補地検討含む） ・ 学びの多様化学校の設置方針等に沿った候補地の決定 ・ 設置申請に向けた国等との協議
令和7年度以降	・ 学びの多様化学校の開校に向けた準備体制の構築 ・ 施設の整備、職員の確保、学校設置申請、学校説明会、入学選考等、開校に向けた具体的な取組を実施